

川崎市川崎市民館・労働会館愛称選定委員会設置要綱

令和8年3月23日 経済労働局長決裁

(設置)

第1条 川崎市川崎市民館・労働会館の愛称選定に当たり、必要事項を審議するため、川崎市川崎市民館・労働会館愛称選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募者から提出された応募等書類の審査
- (2) 応募者から応募のあった愛称の適否の判断、及び順位の決定
- (3) その他愛称選定において必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経済労働局産業政策部企画課長
- (2) 経済労働局労働・人材支援部長
- (3) 経済労働局労働・人材支援部担当課長〔労政・技能〕
- (4) 教育委員会事務局教育政策室担当課長〔企画調整〕
- (5) 教育委員会事務局生涯学習部長
- (6) 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔事業調整担当〕
- (7) 川崎区役所まちづくり推進部企画課長
- (8) 川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長

(委員会)

第4条 選定委員会の委員長は経済労働局労働・人材支援部長を、副委員長は教育委員会事務局生涯学習部長をもって充てる。

2 委員長が必要と認めるときは、前項の委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。

3 委員長は会務を総理し、選定委員会を招集してその議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 選定委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することはできない。

3 委員長が必要と認めるときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、経済労働局労働・人材支援部及び教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。